

平成 21 年度 まもろう！まちの樹、まちの森 支援事業

【応募要項】

現存する巨樹や巨木、樹林、屋敷林、鎮守の森などをまちの誇りとして、景観の要として大切に守っていく保存活動に対して、樹勢診断や樹勢回復、日常管理にかかる費用の一部を助成します。

【助成額】

30 万円を上限とした管理費を支給します。

【申請条件】

① 場所

泉佐野市内および田尻町の区域を対象とし、公有地・民有地の別は問いません。巨樹や巨木、樹林、屋敷林、鎮守の森などが現存し、一定の面積があり、土地利用計画が存在せず、将来にわたり永続して保存されていく場所であることを条件とします。

② 土地の所有

応募者と所有者または管理者が異なる場合は、保存に関して、それぞれに同意を得ておいてください。(同意書ならびに土地の賃貸契約書の写し等を提出していただきます。)

③ 応募者

特に問いませんが公序良俗に反する恐れがあると認められる団体には助成できません。

④ 対象樹木の基準

- ・ 根元から 1.5 メートルの位置で幹回りが 1.5 メートル以上あること。(株立ちやつる性の樹木は別規格)
- ・ 高さが 10 メートル以上あること。(株立ちした樹木は 5 メートル以上)
- ・ つる性の樹木は枝葉の投影面積もしくは被覆面積が 30 平方メートル以上あること。
- ・ 樹林・屋敷林は一団として枝葉の投影面積が 300 平方メートル以上あること。
- ・ 上記以外でも天然記念物指定や保存樹・保存樹林等何らかの指定がされているもの。
- ・ その他、協会が適切と認めたもの。

【評価基準】

- ① 保存活動に関して、周辺住民の同意が得られていること。(落葉・落枝や日照権等の問題が発生する恐れがあるため。)
- ② 将来にわたり保存され、それに相応しい管理がなされること。(応募者と所有者または管理者が異なる場合には、管理に関する協定の写しが必要になる。)

【提出書類】(すべて A4 サイズで統一してください)

① 申請書(様式第 1 号)

財団法人泉佐野市公園緑化協会事務局(末広公園事務所内)で配布します。

また、URL <http://www.hana-izumisano.or.jp> からダウンロードできます。

② 計画場所位置図

③ 現況写真 5 枚以上

日付を入れ、全景および特徴のある場所を数ヶ所撮影し、裏に説明書きを加えてください。

④ **樹木医や施工業者による、樹勢診断および樹勢回復計画に関する書類**

計画書・見積書・仕様書

⑤ その他、「応募対象」「応募条件」の項で示した書類など、必要な書類を添付してください。

【申請先】

〒598-0032

大阪府泉佐野市新安松 1 丁目 1-23 末広公園事務所内
財団法人泉佐野市公園緑化協会 事務局 みどり助成係

【申請締切】

2009(平成 21)年 2 月 28 日(土)まで必ず郵送してください。(当日消印有効)

【審査】

学識経験者らで構成するみどり助成審査委員会で審査する。

応募対象や応募条件とともに地域や環境の特性等を総合的に評価し、審査される。

助成総額に関わらず、助成されない場合がある。

【発表】

2009(平成 19)年 3 月末までに申請者全員に通知する。

【助成金の交付】

計画にともなう工事が完了し経費が確定した後に交付する。

ただし剰余がある場合は、助成決定額から剰余を差し引いた額を助成します。

【その他】

申請された書類は返却しません。

万一、虚偽の申請または計画どおり実施されない場合、その他この要綱に違反する事実があった場合は、助成決定額の全部を取り消し、損害額を返還していただきます。

やむを得ない事情により活動を中止・廃止・変更する場合は事前に連絡してください。

助成決定団体は、助成事業を円滑に進める為、専門家の派遣を求めることができます。

※助成決定団体は当財団主催の「みどり塾」「景観セミナー」等、各種講習講座に必ず参加しみどりのまちづくりに主体的に取り組んでいただくようお願いします。

【お問い合わせ】

〒598-0032

泉佐野市新安松 1 丁目 1-23 末広公園事務所内
(財)泉佐野市公園緑化協会 事務局 みどり助成係

TEL.072-475-8700 FAX 兼用.072-466-2292

E-mail midori@hana-izumisano.or.jp